

別表六（二）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、内国法人が令第141条の4第1項《国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(5)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額7」の欄は、令第141条の4第2項第3号に掲げる金額を記載します。
- 3 「国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高11」の欄は、令第141条の4第1項に規定する資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高12」の欄は、令第141条の4第1項に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「国外事業所等に帰せられる有利子負債その他資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高14」の欄は、令第141条の4第8項第2号に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 6 この明細書のⅡは、内国法人が令第141条の5第1項《銀行等の資本に係る負債の利子》の規定の適用を受ける場合に記載します。